

# 北海道マーチングコンテスト実施規定

## 【総 則】

- 第 1 条 北海道マーチングコンテストは、各地区連盟から推薦された団体が参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区    ② 日胆地区    ③ 札幌地区    ④ 空知地区    ⑤ 旭川地区  
⑥ 帯広地区    ⑦ 釧路地区    ⑧ 北見地区    ⑨ 名寄地区    ⑩ 留萌地区  
⑪ 稚内地区

## 【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 中学生の部    ② 高等学校以上の部
- 第 5 条 各部門の参加人員は 80 名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。また、指揮者は置いてもよい。

## 【資 格】

- 第 6 条 北海道吹奏楽連盟加盟の中学生、高等学校、大学、職場・一般の同一団体の団員とする。
- 第 7 条 各部門の参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第 6 条及び第 8 条に準ずる。
- 第 8 条 1) 指導者並びに指揮者の資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。  
2) 同一部門において指揮することができるのは 1 団体とする。

## 【地区大会】

- 第 9 条 地区連盟理事長は、地区代表団体を決定し、北海道マーチングコンテストに推薦することができる。
- 第 10 条 参加費用は参加団体の負担とする。

## 【北海道代表】

- 第 11 条 入賞した団体の中から全日本マーチングコンテストに全日本吹奏楽連盟が規定する数を推薦する。

## 【審 査】

- 第 12 条 審査方法は別に定める審査内規による。
- 第 13 条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

## 【編 成】

- 第 14 条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器も含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。  
なお、歌声はスカット・ハミング・歌詞を認める。

### 【出演時間】

- 第 15 条 出演時間は 6 分以内とする。なお、出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第 16 条 出演時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

### 【演奏曲目】

- 第 17 条 演奏曲目は自由とする。
- 第 18 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

### 【規定課題】

- 第 19 条 参加団体は、別に定めた規定課題を演技しなければならない。  
なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。
- 第 20 条 規定課題は、全日本の規定課題に準じて実施する。

### 【服装】

- 第 21 条 服装は自由とする。

### 【出演順番】

- 第 22 条 出演順番は北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。

### 【賞及び表彰】

- 第 23 条 賞は北海道マーチングコンテスト審査内規に基づき、金・銀・銅賞を贈る。

### 【その他】

(共催・後援・協賛)

- 第 24 条 北海道マーチングコンテストの実施にあたって、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

### 【附 則】

- 第 25 条 この規定は理事総会の議決により改定することができる。
- 第 26 条 この規定は平成 6 年 4 月 29 日から実施する。

平成 10 年 11 月 7 日一部改定  
平成 12 年 4 月 29 日一部改定  
平成 15 年 11 月 9 日一部改定  
平成 17 年 4 月 29 日一部改定  
平成 19 年 4 月 29 日一部改定  
平成 23 年 4 月 29 日一部改定  
平成 28 年 11 月 5 日一部改定  
令和 5 年 4 月 22 日一部改定  
令和 6 年 4 月 20 日一部改定  
令和 7 年 4 月 19 日一部改定